

令和6年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 会議次第

日 時：令和6年6月27日（木）

午後2時00分より

場 所：二宮町役場2階 第1会議室

（オンライン併用（Zoom））

1. 開 会

2. 議 題

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) にの♥バスの利用状況について | 【資料1】 |
| (2) 地域公共交通確保維持事業に係わる計画について | 【資料2】 |
| (3) にの♥バスの利用促進策について | 【資料3】 |
| (4) 湘南にのみやふるさとまつりでの臨時運行について | 【資料4・5】 |
| (5) 令和5年度歳入歳出決算について | 【資料6】 |
| (6) 令和6年度歳入歳出予算について | 【資料7】 |
| (7) デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について | 【資料8】 |
| (8) その他 | |

3. 閉 会

配布資料

- ・ 令和6年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿
- ・ 二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱
- ・ 二宮町地域公共交通計画
- ・ 資料1：にの♥バスの利用状況
- ・ 資料2：地域公共交通計画認定申請書
- ・ 資料3：にの♥バスの利用促進策について
- ・ 資料4：湘南にのみやふるさとまつりでの臨時運行について
- ・ 資料5：道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書
- ・ 資料6：令和5年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書
- ・ 資料7：令和6年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書
- ・ 資料8：道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

にの♥バスの利用状況

25年10月から再編

29年10月から再編

R4年10月から再編

資料 1

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大人	15,492	11,964	7,295	7,512	7,829	10,493	16,456	17,022	14,638	17,022	19,286	21,483
子ども	662	447	1,472	1,898	1,436	634	950	981	464	180	152	510
障がい者等	665	536	493	699	648	597	892	920	781	852	990	1,578
小計	16,819	12,947	9,260	10,109	9,913	11,724	18,298	18,923	15,883	18,054	20,428	23,571
運行日数	245	244	244	243	243	244	248	243	243	242	243	243
1日平均乗車数	68.6	53.1	38.0	41.6	40.8	48.0	73.8	78.0	65.4	74.6	84.1	97.0
運行経費	12,508,650	12,702,900	12,706,200	12,637,944	12,470,760	15,000,120	15,002,356	12,617,370	14,528,700	15,606,175	14,974,800	15,032,550
運賃収入	2,388,400	1,992,250	1,654,400	1,760,800	1,773,800	2,171,400	2,716,700	2,727,200	2,400,600	2,866,400	3,017,300	3,335,300
町負担額	10,120,250	10,710,650	11,051,800	10,877,144	10,696,960	12,828,720	12,285,656	9,890,170	12,128,100	12,739,775	11,957,500	11,697,250
1人の移動に係る町負担額	602	827	1,193	1,076	1,079	1,094	671	523	764	706	585	496

割引手形購入等実績	H29.10～累計	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ニーノ手形(6ヶ月)	51	5	9	9	12
ニーノ手形(12ヶ月)	30	5	5	3	8
ミーヤ手形(6ヶ月)	16	1	2	5	3
ミーヤ手形(12ヶ月)	134	17	25	29	31
ニーノ手形12ヶ月(免許返納分)	70	14	9	19	15
ミーヤ手形12ヶ月(免許返納分)	11	2	4	2	3
回数券(単位:冊)	1100	158	179	231	270

342

●令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,521	1,463	1,850	1,720	1,871	1,685	1,552	1,571	1,552	1,329	1,504	1,668	19,286	1,607
子ども	6	5	8	22	30	31	6	10	7	3	4	20	152	13
障がい者等	55	69	82	85	74	75	89	73	90	78	92	128	990	83
小計	1,582	1,537	1,940	1,827	1,975	1,791	1,647	1,654	1,649	1,410	1,600	1,816	20,428	1,702
運行日数	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	19	22	243	20
1日平均乗車数	79.1	80.9	88.2	91.4	89.8	89.6	82.4	82.7	82.5	74.2	84.2	82.5	84.1	-
運行経費	1,293,560	1,228,882	1,422,916	1,293,560	1,422,916	1,293,560	1,293,560	1,293,560	1,293,560	1,228,882	1,228,882	680,962	14,974,800	1,247,900
運賃収入	244,500	234,300	285,200	273,200	265,100	269,300	240,200	214,000	215,000	201,300	254,400	320,800	3,017,300	251,442
町負担額	1,049,060	994,582	1,137,716	1,020,360	1,157,816	1,024,260	1,053,360	1,079,560	1,078,560	1,027,582	974,482	360,162	11,957,500	996,458
1人の移動に係る町負担額	663	647	586	558	586	572	640	653	654	729	609	198	585	-

●令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,672	1,700	1,953	1,928	1,963	1,945	1,920	1,792	1,692	1,581	1,654	1,683	21,483	1,790
子ども	11	12	3	28	27	54	42	57	61	54	93	68	510	43
障がい者等	119	128	146	141	122	151	147	134	130	124	104	132	1,578	132
小計	1,802	1,840	2,102	2,097	2,112	2,150	2,109	1,983	1,883	1,759	1,851	1,883	23,571	1,964
運行日数	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20	243	20
1日平均乗車数	90.1	92.0	95.5	104.9	96.0	107.5	100.4	99.2	94.2	92.6	97.4	94.2	97.0	-
運行経費	1,327,980	1,327,980	1,460,778	1,327,980	1,460,778	1,327,980	1,394,379	1,327,980	1,327,980	1,261,581	1,261,581	225,573	15,032,550	1,252,713
運賃収入	265,900	307,200	296,200	294,000	286,500	308,400	269,500	286,200	267,300	237,500	249,400	267,200	3,335,300	277,942
町負担額	1,062,080	1,020,780	1,164,578	1,033,980	1,174,278	1,019,580	1,124,879	1,041,780	1,060,680	1,024,081	1,012,181	-41,627	11,697,250	974,771
1人の移動に係る町負担額	589	555	554	493	556	474	533	525	563	582	547	-22	496	-

★乗降者数の合計が多いバス停（上位5箇所）

バス停（乗降者数計）				
	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月
1位	二宮駅北口（1294）	二宮駅北口（1195）	二宮駅北口（1199）	二宮駅北口（1073）
2位	寿考園前（341）	寿考園前（279）	寿考園前（245）	寿考園前（241）
3位	中里（262）	中里（259）	中里（220）	中里（236）
4位	県営団地入口（199）	県営団地入口（212）	県営団地入口（183）'	県営団地入口（188）
5位	団地中央（173）	富士見が丘児童館前（191）	団地中央（163）	団地中央（156）

	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月
1位	二宮駅北口（991）	二宮駅北口（1023）	二宮駅北口（1155）	二宮駅北口（1290）
2位	中里（246）	寿考園前（212）	寿考園前（233）	中里（233）
3位	寿考園前（207）	中里（184）	中里（232）	寿考園前（225）
4位	県営団地入口（157）	県営団地入口（180）	県営団地入口（193）	県営団地入口（215）
5位	団地中央（145）	団地中央（133）	団地中央（168）	団地中央（181）

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (5) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 乗合旅客輸送の運賃及び料金に関する事項は、第12条に定める運賃協議分科会において協議を行う。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の

代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合には、委員に書面を送付し協議することをもって、会議に代えることができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「書面により提出される委員意見」とする。

9 会議は原則として公開とする。

10 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(運賃協議分科会)

第12条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について協議を行うため、道路運送法第9条第4項に定める協議会として、協議会に運賃協議分科会を置く。

2 運賃協議分科会は、協議会の委員のうち次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条第2項第1号に掲げる者

(2) 第3条第2項第2号に掲げる者のうち当該運賃等を定めようとする者

(3) 第3条第2項第5号に掲げる者のうち第1号に掲げる者が指名する者

(4) 第3条第2項第6号に掲げる者

3 運賃協議分科会に分科会長を置く。

4 分科会長は、第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

5 分科会長は、運賃協議分科会を代表し、会務を総括する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

にの♡バスの利用促進策について

昨年度の第3回協議会(令和6年1月27日開催)にてご協議いただいた利用促進策について、現時点での経過をご報告しますので、改めて内容についてご協議願います。

前年度からの継続事業

利用促進策	令和6年度の実施方針	現在時点での取り組み状況
①高齢者を対象としたお試し乗車	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の実績から、にのバスを含めた公共交通の現状をお伝えし、具体的なお試しコースを提案できる機会は重要である。 ・参加者からも好評であり、町の取り組みを説明する機会としても有用であることから、今後も継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の通いの場にて、4月に2回の講座を実施。(釜野地区、一色地区)(資料3 - 別紙1を参照) ・講座の参加者には、コミバス無料券を2枚配布し、積極的な利用を呼びかけた。
②保育園児による絵画等の車内展示	<ul style="list-style-type: none"> ・実施による効果は測定できていないが、実施に係るコストが僅少で、にのバスの周知にもなっているため、令和6年度も継続して取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は申し込みがなかったことから、5月27日(月)に開催された園長会議に伺い、職員より改めて概要の説明をした。(資料3 - 別紙2を参照)
③二宮西中学校への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度と同様、毎年1月の入学者説明会で配布するとともに、在校生にも同時期に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針のとおり、来年1月に実施予定。
④町広報紙での周知	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も9月号に特集記事を掲載予定。 ・にの♡バスの利用者や、町内交通事業者の取り組みを掲載することも検討する。 ・新規事業②・③の周知記事も別途掲載予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報7月号でにの♡バスの案内と新規事業②について特集記事として掲載した。 ・その他については、9月号にて掲載予定。
⑤湘南にのみやふるさとまつりでの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる周知の機会を作るため、ふるさとまつり当日(日曜日)ににの♡バスを臨時運行することも検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議題4にて改めて内容を協議させていただきます。

令和6年度からの新規事業

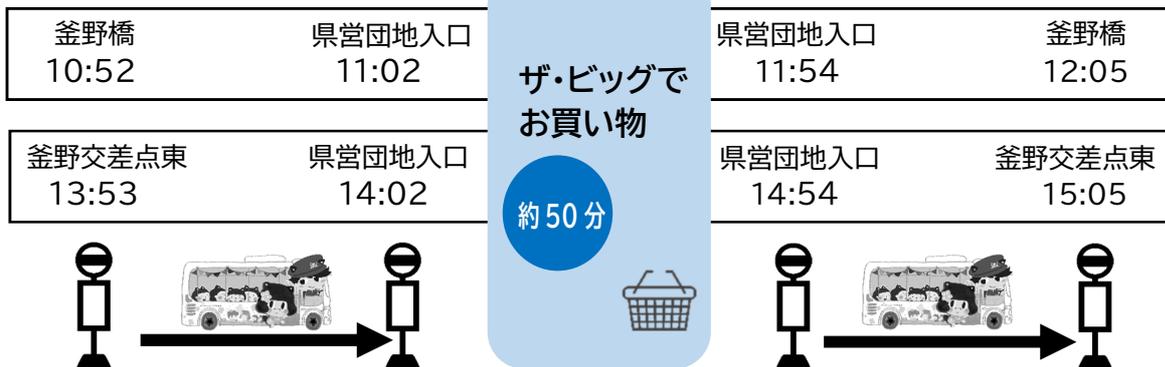
利用促進策	令和6年度の実施方針	現時点での取り組み状況
①妊産婦向けの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代への周知策として、町保健センターに母子手帳を受け取りに来た妊婦の方等にの♡バスの周知チラシや無料券を配布することを検討中。 ・の♡バスを使って町保健センター（最寄りバス停：元町北）までアクセスするお試しルートを提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月より、母子手帳配布と8か月面談のため、保健センターにいらした妊産婦に対し、それぞれ2枚の無料券を配布する運用を開始した。
②夏季期間における小人運賃無料化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月1日（月）から令和6年9月30日（月）までの期間限定で、子ども運賃（小中学生）の無料化を実施する。 ・無料化の実施にあたっては、案内のちらしを作成し、町内小中学校への配布と町ホームページに掲載するとともに、広報にのみやでも周知を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料化の実施に関する案内を広報にのみや7月号に掲載した。（資料3 - 別紙3を参照） ・ちらしを作成し、町内の小中学校に配布し、町ホームページにも掲載を行った。（資料3 - 別紙4を参照） ・誤って運賃を支払ってしまった小中学生に対しては、「子ども無料乗車券」を配布し、次回無料で乗車できるよう対応する。（資料3 - 別紙5を参照）
③交通系ICカード決済端末の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・SuicaやPASMO等、交通系ICカードによる運賃の支払いを可能するため、決済端末を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の課題として、中学生がICカード上では大人料金となっているため、誤って支払ってしまった場合の対応をどうするか検討する必要がある。 ・導入時期については、課題への対策が決まってから確定する。
④バス停時刻表の改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・「二宮町地域公共交通計画（案）」に対する意見募集の中でいただいた、「の♡バスの運行経路が分かりにくい」という意見（意見No.2）を受け、時刻表の中にルート図を併記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月30日（木）に全バス停で時刻表の張り替えを実施した。（資料3 - 別紙6を参照）
⑤コミュニティバスのPR動画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページにの♡バスのPR動画を掲載し、小学生向けの教科書副読本（デジタル教科書）で、リンクから児童が動画を閲覧できるようにすることで啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容は、乗降シーンや車窓からの風景を編集して作成することを想定しており、年内の完成を予定している。



釜野地区の皆さん！ 「にの♡バス」を使って お出かけしてみませんか？

二宮町企画政策課(0463-71-3312)

「にの♡バス」を使ったお買い物コース例(※平日のみ)



★「にの♡バス」の運賃は、どこから乗ってどこで降りても、**200円均一**です！

※運行ダイヤや運行ルート等、にの♡バスの詳細は別紙をご覧ください。

★神奈中バスもご利用ください！

二宮駅へ行く際には、神奈中バスもお使いいただけます。

神奈中バスを使ったお出かけ例 (※平日ダイヤ)



詳しくはバス停時刻表や
HPをご確認ください！

神奈中バスを使ったお出かけ例 (※土・休日ダイヤ)



©東京ハイジ/二宮町

※令和6(2024)年4月1日現在のダイヤです。
ご利用の際は、最新の時刻表をバス停やHPでご確認ください。

※神奈中バスに関する問い合わせはこちら：
神奈川中央交通西(株)秦野営業所
0463-81-1803

にの♡バスに絵画等を 展示いただけます！



二宮町では、交通不便地域の生活の足の確保と公共交通機関の利用促進を図るため、コミュニティバス（にの♡バス）を運行しています。にの♡バスの認知度と利用率を向上させるため、町内保育園児童の絵画等を車内に展示できるようになりました。

ぜひ、園児達の日頃の活動周知の一環としてご活用ください。

掲示までの流れ

- ①電話で保育園名、掲示希望期間、掲示物の大きさと枚数をお知らせください。
- ②担当課で掲示の可否および期間を決定し、お知らせいたします。
- ③担当課が掲示物を保育園まで取りに伺います。
- ④にの♡バス車内に掲示を行います。（車内への掲示、撤去は担当課職員が行います。）
- ⑤掲示期間終了後、一週間以内に、掲示物を保育園に返却いたします。

注意事項

- ・ 展示を希望される期間が重複する場合には、担当課で調整をさせていただく場合があります。
- ・ 車内側面に設置されている掲示スペース（B3サイズ 7箇所）を使って展示するため、展示数が多い場合は、おおむね1週間ごとに展示物を入れ替えて展示します。
- ・ 掲示できる作品の大きさはA4サイズからB3サイズを基本とし、サイズによっては展示できなかったり、セロハンテープ等を用いたりする場合があります。
- ・ 不特定多数のバス利用者が作品を観覧することになるため、児童名等の表記は苗字を掲載しないなど、配慮をお願いいたします。
- ・ バスの揺れ等により、作品が落下し、破損や汚れる可能性があることをご承知おきください。

その他

- ・ 保護者への周知は、担当課からの掲示可否及び期間の決定連絡後をお願いいたします。
- ・ お気づきの点やご不明な点がございましたら、お気軽に下記担当までお申し付けください。

事務担当は、企画政策課企画調整班（役場2階） 大木・本間

電話 0463-71-3312

メールアドレス kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

7/1月 9/30月 『にの♡バス』の小・中学生運賃が 無料(期間限定)



2450

この機会に、山西プールやラディアン、駅への移動手段としてご利用ください。(田・回・圏は運休)
 ※乗車の際は必ず整理券を取り、降車時に運賃箱へ入れてください。
 ※降車の際は運転士に小・中学生であることを伝えてください。

山西プールの開設
についてはP.16を
ご確認ください。

例① 富士見が丘地区にお住まいの方



例② 百合が丘地区にお住まいの方



乗車料金(上記期間外) 大人：200円 子ども(小・中学生)：100円 未就学児：無料

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の交付を受けている方と介護者は半額になります。



コミバス時刻表

手形・回数券がお得!

定期的にご利用する方は、手形・回数券がお得です。利用頻度に合わせてご利用ください。

販売場所 神奈中二宮駅前サービスセンター(駅北口)

営業時間 田・回・圏
11:30 ~ 12:30
13:30 ~ 19:00 1354

1年以内に運転免許証を返納した方へ

町内在住で、1年以内に運転免許証を返納した方には、ニーノ手形12カ月分を差し上げています。ぜひご利用ください。

※差額を支払うことでミーヤ手形に変更可能です。

※手続き方法など、詳細はホームページをご確認ください。

ニーノ手形

大人100円、子どもは無料で乗車できます。

対象 どなたでも購入可能
必要書類 6カ月券：3,000円(30回以上の乗車でお得)
 12カ月券：5,000円(50回以上の乗車でお得)

ミーヤ手形

購入者は無料で乗車できます。

対象 75歳以上、妊産婦、未就学児の父母と祖父母
必要書類 身分証明書、過去1年以内に撮影した証明写真、妊産婦の方は母子健康手帳、未就学児の父母・祖父母の方はその未就学児の住所などが分かる身分証明書

金額 6カ月券：5,000円(25回以上の乗車でお得)
 12カ月券：8,000円(40回以上の乗車でお得)

回数券

2,000円で2,400円分の回数券を購入できます。有効期限がないので、時々利用される方に便利です。

「にの♡バス」

資料3 - 別紙4

小・中学生運賃無料

7月1日(月)～9月30日(月)

※ 土日祝日は運休

ラディアン、山西プール、
駅への移動に便利！



対象者

小学生・中学生（未就学児も無料です）

※通常は100円(未就学児は無料)

利用方法

- 👉 乗車時に整理券を必ずお取りください。
- 👉 降車時は運転士に小中学生であることを伝え、整理券を運賃箱に入れてから降りてください。



👉 ルートや時刻表など、バスの詳細は町HPをご覧ください



©東京ハイジ／二宮町

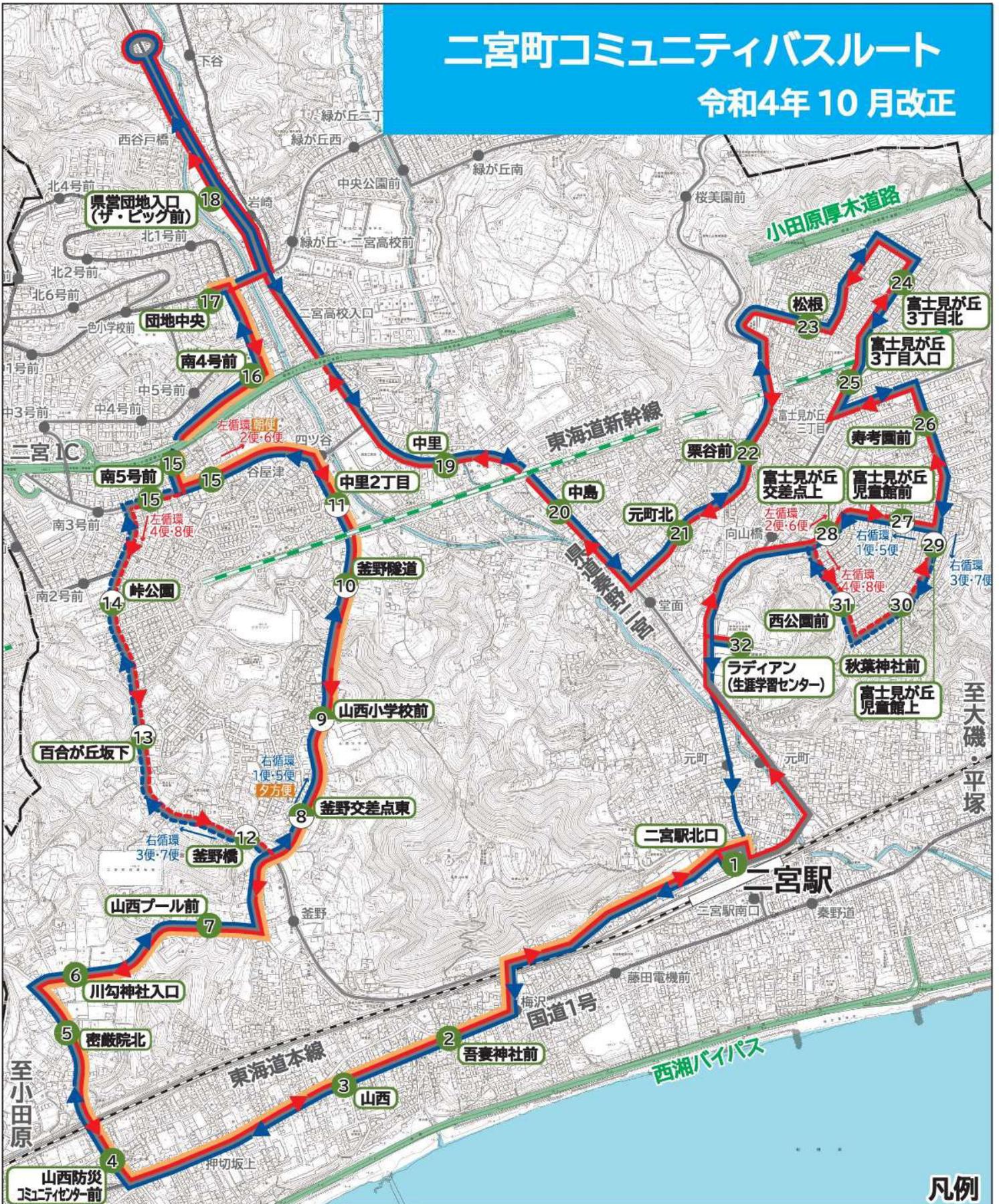
<お問合せ先>

ダイヤ・運賃等について：二宮町都市整備課
コミュニティバス事業：二宮町企画政策課

0463 (71) 5956
0463 (71) 3312

二宮町コミュニティバスルート

令和4年10月改正



二宮町コミュニティバス (にの♡バス) 運行ルート

- 団地中央発【左循環】
 (山西小学校前経由 二宮駅北口行)【朝便】
- 二宮駅北口発【左循環】
 (富士見が丘児童館前・山西小学校前経由)【第2便・第6便】
- 二宮駅北口発【右循環】
 (西公園前・峠公園経由)【第4便・第8便】
- (山西小学校前・富士見が丘児童館前経由)【第1便・第5便】
- (峠公園・西公園前経由)【第3便・第7便】
- (山西小学校前経由 団地中央行)【夕方便】

凡例

至大磯・平塚

至小田原

二宮町コミュニティバス「にの♥バス」

子ども無料乗車券

(有効期限: 令和7年3月31日)

印

二宮町地域公共交通活性化協議会長

※おりにる時に、運転士に券を見せて、回数券の回収箱に入れてください。

※1枚につき、子ども1人が1回だけ乗車できます。



時刻表 (令和4年10月～)

平日 ※土日祝・年末年始(12/29～1/3)は連休します。

便	時刻	経由地、行き先 ※このバス停を通るバスは全て左循環です。
朝便	8:06	二宮駅北口行
2便	10:06	二宮駅北口行
4便	12:06	二宮駅北口行
6便	15:06	二宮駅北口行
8便	18:06	二宮駅北口行

※道路混雑のためダイヤとおり運行できないことがあります。また、台風や積雪等により運行できないことがありますのでご了承ください。



運賃(後払い)

大人	200円
子ども (中学生以下)	100円
未就学児	無料

※各乗降がいき手帳の交付を受けている方と介護人などは半額(100円)
※各乗降がいき手帳の交付を受けている方と介護人などは半額(50円)

▼詳細なダイヤや運賃等については町ホームページをご参照ください。



<お問合せ先>
運行状況・忘れ物等について 神奈川中央交通西神奈野営業所 0463 (81) 1803
ダイヤ・運賃・コミュニティバス事業等について 二宮町都市整備課 0463 (71) 5956

湘南にのみやふるさとまつりでの臨時運行について

1. 事業の目的

① 更なる周知と利用促進のため

…にの♡バスの利用者数は、コロナ禍であった令和2年度の15,883人から、令和5年度で23,571人まで回復している。ただ、小中学生の利用者数は、令和元年度の981人に対し、令和5年度は510人と伸び悩んでいる。そのため、町内でも認知度の高いふるさとまつりの開催日に合わせて運行することで、転入して日の浅い世帯や、これまで利用していなかった層への周知を図り、更なる利用促進に繋げる。

② ふるさとまつり会場駐車場の混雑緩和のため

…にの♡バスには「ラディアン」バス停があるため、にの♡バスを活用し、ふるさとまつりの会場であるラディアンまで公共交通でのアクセスを可能とすることで、会場駐車場の混雑緩和を図る。

2. 当日の内容

【開催日(臨時運行日)】

令和6年11月17日(日)

【運行体系】

平日と同様の運行ダイヤを適用

【周知方法】

○「広報にのみや」等でふるさとまつりの案内をする際に併せて周知する。

○町ホームページにて、案内ページを作成する。

3. 留意事項について

○当日の「ラディアン」バス停付近は、来場者で混雑していることから、安全性確保のため下記の位置にバス停を臨時的に移動する。



○当日の運賃を無料にすることも併せて検討する。

※運賃の無料化については、無料化による減収分を町が運行事業者に補填する場合は道路運送法上の「運賃の変更」に当たらず、運賃協議会の開催等は不要

4. 今後のスケジュール

- 6月 令和6年度第1回地域公共交通活性化協議会で臨時運行の実施概要を報告
- 7～10月 神奈川運輸支局、道路管理者との調整
広報の実施(広報紙、LINE、ふるさとまつりのチラシ、車内でのチラシ掲示等)
- 11月 臨時運行の実施

コミュニティバス(臨時運行)を利用したふるさとまつり会場へのアクセス例

別紙

パターン①…1便→4便コース(滞在時間約2時間15分、開始直後に到着→昼前に帰り)

1便 (行き)	8:51	→	8:54	→	9:00	→	9:14	→	9:16	→	9:20
	川勾神社入口		山西小学校前		団地中央		富士見が丘 3丁目北		寿考園前		ラディアン
4便 (帰り)	12:07	←	12:04	←	12:00	←	11:46	←	11:44	←	11:38
	川勾神社入口		百合が丘坂下		団地中央		富士見が丘 3丁目北		寿考園前		ラディアン

パターン②…3便→6便コース(滞在時間約3時間15分、午前遅くに到着→昼を挟んで終了間際に帰り)

3便 (行き)	10:51	→	10:53	→	11:00	→	11:14	→	11:16	→	11:20
	川勾神社入口		百合が丘坂下		団地中央		富士見が丘 3丁目北		寿考園前		ラディアン
6便 (帰り)	15:07	←	15:05	←	15:00	←	14:46	←	14:44	←	14:38
	川勾神社入口		山西小学校前		団地中央		富士見が丘 3丁目北		寿考園前		ラディアン

コミュニティバスの臨時運行に係る証明書について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和6年6月27日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行系統又は営業区域

- ・変更なし

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- ・変更なし

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

変更前

運行期間 土日祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日のみ運行

変更後

運行期間 土日祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日のみ運行
ただし、令和6年11月17日（日）は運行

令和6年6月27日

二宮町地域公共交通活性化協議会
会長 梶田佳孝

令和5年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書

資料6

1) 歳入

(単位：円)

款 項 目	当初予算額	補正額	決算額	増減	説 明
1 補助金	0	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	0	
2 負担金	126,000	△ 21,000	105,000	0	
1 負担金	126,000	△ 21,000	105,000	0	二宮町より
1 負担金	126,000	△ 21,000	105,000	0	委員出席報償費の減額に伴い減額
3 繰越金	666	0	666	0	
1 繰越金	666	0	666	0	
1 繰越金	666	0	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	0	0	△ 334	
1 雑収入	334	0	0	△ 334	
1 雑収入	334	0	0	△ 334	
合 計	127,000	△ 21,000	105,666	△ 334	

2) 歳出

(単位：円)

款 項 目	当初予算額	補正額	決算額	不用額	説 明
1 運営費	90,000	△ 21,000	69,000	0	委員会出席報償費
1 事務費	90,000	△ 21,000	69,000	0	会議4回開催（うち書面開催1回）
1 事務費	90,000	△ 21,000	69,000	0	委員出席報償費の減額に伴い減額
2 事業費	36,000	0	36,000	0	
1 事業費	36,000	0	36,000	0	
1 事業費	36,000	0	36,000	0	この♡バス利用促進事業
3 予備費	1,000	0	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	0	1,000	
合 計	127,000	△ 21,000	105,000	1,000	

歳入合計105,666円-歳出合計105,000円=差引残額666円は、次年度へ繰り越します。

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和5年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和6年 5月 13日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 二宮町地区長連絡協議会

井手下 禮志

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和5年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和6年5月27日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通政策課

中津川 宗尉

1) 歳入

(単位：円)

款 項 目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減	説 明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	90,000	126,000	△ 36,000	二宮町より
1 負担金	90,000	126,000	△ 36,000	不要になった回数券購入予算
1 負担金	90,000	126,000	△ 36,000	の分を減額
3 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	利子等
合 計	91,000	127,000	△ 36,000	

2) 歳出

(単位：円)

款 項 目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減	説 明
1 運営費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	委員出席報酬
2 事業費	0	36,000	△ 36,000	この♥バス利用促進事業は、
1 事業費	0	36,000	△ 36,000	今後、無料券を用いるため
1 事業費	0	36,000	△ 36,000	回数券購入予算は不要
3 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
合 計	91,000	127,000	△ 36,000	

デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和6年6月27日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
 - ・平成29年9月30日（土）をもって休止とする。
期間：平成29年10月1日（日）から平成30年9月30日（日）
 - ・休止期間を延長する。
期間：平成30年10月1日（月）から令和元年9月30日（月）
期間：令和元年10月1日（火）から令和2年9月30日（水）
期間：令和2年10月1日（木）から令和3年9月30日（木）
期間：令和3年10月1日（金）から令和4年9月30日（金）
期間：令和4年10月1日（土）から令和5年9月30日（土）
期間：令和5年10月1日（日）から令和6年9月30日（月）
期間：令和6年10月1日（火）から令和7年9月30日（火）

令和6年6月27日

二宮町地域公共交通活性化協議会
会長 梶田佳孝

デマンドタクシーの運行の休止について（案）

① 運行区域及び乗降場所

- ・変更なし

② 運賃

- ・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円
3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

追加項目①（往復利用割引）

- ・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円
3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

- ・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円
3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

③ 運行委託事業者

- ・委託事業者 神奈中タクシー（株）

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

- ・ A地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円
- ・ B地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

④ 運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）
14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行
追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

⑤利用者の登録方法

- ・利用者は事前に利用登録を行う。(平成 27 年 10 月 1 日より開始)

⑥乗車する際の予約方法

- ・電話での予約(予約センターへ連絡をする。)
- ・登録者のみ利用可能。
- ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の 9 時から 16 時 30 分までとし、利用時刻の 30 分前までに予約をする。※ 9 時 30 分発は前日までの予約とする。

⑦運行概要

(1) 旅客自動車運送事業の種類、態様

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

(2) 使用する車両

- ・セダンタイプ(乗車定員: 5 名)
- ・使用台数 27 台(※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。)
- ・乗車定員 11 人未満の車両を使用する必要性
運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

⑧運行開始を予定する日(道路運送法第 4 条を変更する日)

平成 29 年 9 月 30 日(土)をもって休止とする

(平成 29 年 10 月 1 日(日)から平成 30 年 9 月 30 日(日))

休止する期間の延長 ・平成 30 年 10 月 1 日(月)から令和元年 9 月 30 日(月)

・令和元年 10 月 1 日(火)から令和 2 年 9 月 30 日(水)

・令和 2 年 10 月 1 日(木)から令和 3 年 9 月 30 日(木)

・令和 3 年 10 月 1 日(金)から令和 4 年 9 月 30 日(金)

・令和 4 年 10 月 1 日(土)から令和 5 年 9 月 30 日(土)

・令和 5 年 10 月 1 日(日)から令和 6 年 9 月 30 日(月)

・令和 6 年 10 月 1 日(火)から令和 7 年 9 月 30 日(火)

令和6年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿

(令和6年5月現在)

敬称略

	氏名	所属団体	区分	備考
1	志賀 道郎	二宮町政策部	1号	副会長
2	橋山 英人	神奈川中央交通株式会社	2号	
3	小嶋 光行	神奈中タクシー株式会社	3号	
4	小堤 健司	一般社団法人神奈川県バス協会	4号	
5	林 好治	一般社団法人神奈川県タクシー協会	4号	
6	井手下 禮志	二宮町地区長連絡協議会	5号	新・監査
7	西山 一雄	二宮町ゆめクラブ連合会	5号	
8	秋山 周一郎	二宮町PTA連絡協議会	5号	新
9	水谷 淳子	一般公募	5号	
10	吉田 美紀	一般公募	5号	
11	森下 文章	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	6号	新
12	石井 忠孝	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	7号	
13	吉岡 敦	神奈川県平塚土木事務所	8号	
14	中津川 宗尉	神奈川県県土整備局	8号	新・監査
15	宮嶋 智也	二宮町都市部	8号	
16	野田 繁夫	神奈川県大磯警察署	8号	
17	吉田 忠司	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	8号	
18	梶田 佳孝	東海大学建築都市学部土木工学科	8号	会長
19	松本 幸生	二宮町健康福祉部	8号	
20	小島 隆	二宮町社会福祉協議会	8号	新

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (5) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 乗合旅客輸送の運賃及び料金に関する事項は、第12条に定める運賃協議分科会において協議を行う。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の

代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合には、委員に書面を送付し協議することをもって、会議に代えることができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「書面により提出される委員意見」とする。

9 会議は原則として公開とする。

10 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(運賃協議分科会)

第12条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について協議を行うため、道路運送法第9条第4項に定める協議会として、協議会に運賃協議分科会を置く。

2 運賃協議分科会は、協議会の委員のうち次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条第2項第1号に掲げる者

(2) 第3条第2項第2号に掲げる者のうち当該運賃等を定めようとする者

(3) 第3条第2項第5号に掲げる者のうち第1号に掲げる者が指名する者

(4) 第3条第2項第6号に掲げる者

3 運賃協議分科会に分科会長を置く。

4 分科会長は、第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

5 分科会長は、運賃協議分科会を代表し、会務を総括する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

二宮町地域公共交通計画

令和6年3月

二宮町

目次

序章 計画の目的と位置付け

1 計画策定の目的	1
2 計画の区域	1
3 計画期間	1
4 計画の位置付け	2

第1章 公共交通の現状と課題

1.1 町の現状	3
1.2 課題	6

第2章 基本的な考え方

2.1 基本理念	12
2.2 基本方針と基本目標	13
2.3 町の交通政策における施策導入の考え方について	14
2.4 公共交通ネットワークの形成方向	16
2.5 計画の体系	18

第3章 施策内容

3.1 基本方針1 公共交通の維持確保	19
3.2 基本方針2 福祉的視点の導入	26
3.3 基本方針3 新たな時代への対応	29

第4章 計画の評価と推進体制

4.1 計画目標の達成状況を評価するための評価指標	31
4.2 計画の推進・評価体制とスケジュール	34

序章 計画の目的と位置付け

1 計画策定の目的

二宮町には、JR東海道本線の二宮駅を中心に、国道1号と県道71号(秦野二宮)を軸とした路線バスをはじめ、路線バスを補完し交通不便地域の住民等の生活の足を確保するため平成21年度から本格運行しているコミュニティバス「にの♡バス」、タクシー、福祉有償運送、住民の互助によるボランティア輸送等、多様な輸送資源が存在しています。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の継続的な進行と自家用車への高い依存を背景に、路線バスをはじめとして利用者の減少や運転手不足が大きな課題になっており、バス路線の減便や一部時間帯におけるタクシー不足等の問題が発生しています。

一方で、高齢化等により路線バスやにの♡バスの増発やルート延伸を要望する声が高まっているほか、バス停までの歩行も困難な高齢者や障がい者、妊産婦等(以下、「交通弱者」という)にも配慮した福祉的な取り組みも求められています。

また、ICT技術の発展や環境問題の深刻化、将来の公共施設の再編等、時代の変化に合わせた二宮町らしい公共交通ネットワークの在り方を再検討する必要があります。

このような様々な課題に対応し、誰もが移動手段を確保・維持できるよう、「二宮町地域公共交通活性化協議会」での協議を経て、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき「二宮町地域公共交通計画」を策定するものです。

2 計画の区域

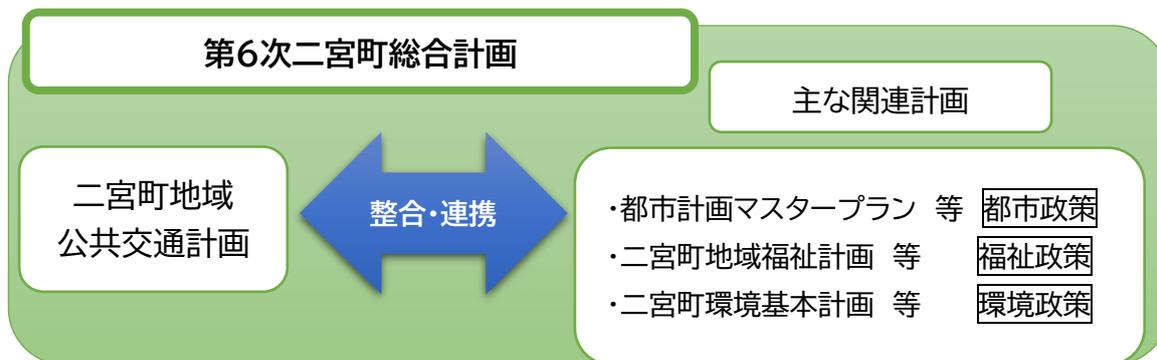
計画の対象は、二宮町全域とします。

3 計画期間

計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

4 計画の位置付け

計画は、第6次二宮町総合計画を上位計画とし、交通の視点からその実現に向けて有効な方策を定めるとともに、都市政策、福祉政策、環境政策等の関連計画と整合・連携して施策を展開していきます。



第1章 公共交通の現状と課題

1.1 町の現状

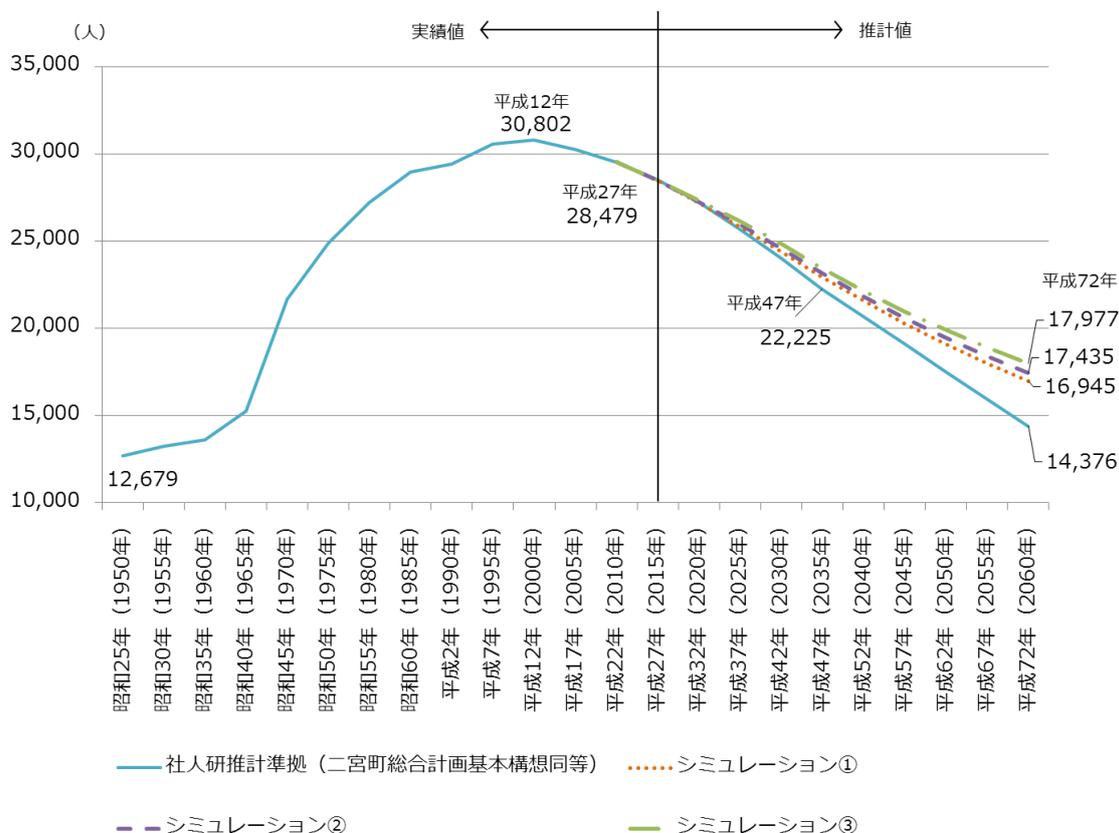
①人口

町の人口は、平成12年(2000年)をピークに減少しており、平成25年に国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が発表した推計係数に準拠した人口推計では、令和42年(2060年)にはピーク時の約5割に減少することがわかりました。(二宮町人口ビジョンより。この結果を基に町としての人口減少・少子高齢化対策である二宮町総合戦略を策定。)

年齢3区分別人口を見ると、65歳以上の老年人口と15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は、平成12年(2000年)に17.7%と68.4%だったのに対し、令和2年(2020年)には35.3%と54.3%になる等、その差が急速に縮まっており、今後も少子高齢化の進展が継続することが見込まれています。

人口分布を見ても、過去10年間で緑が丘、百合が丘のほか、富士見が丘、川匂地区等の駅から離れた地域において人口減少率が高く、高齢化率も高い傾向にあります。

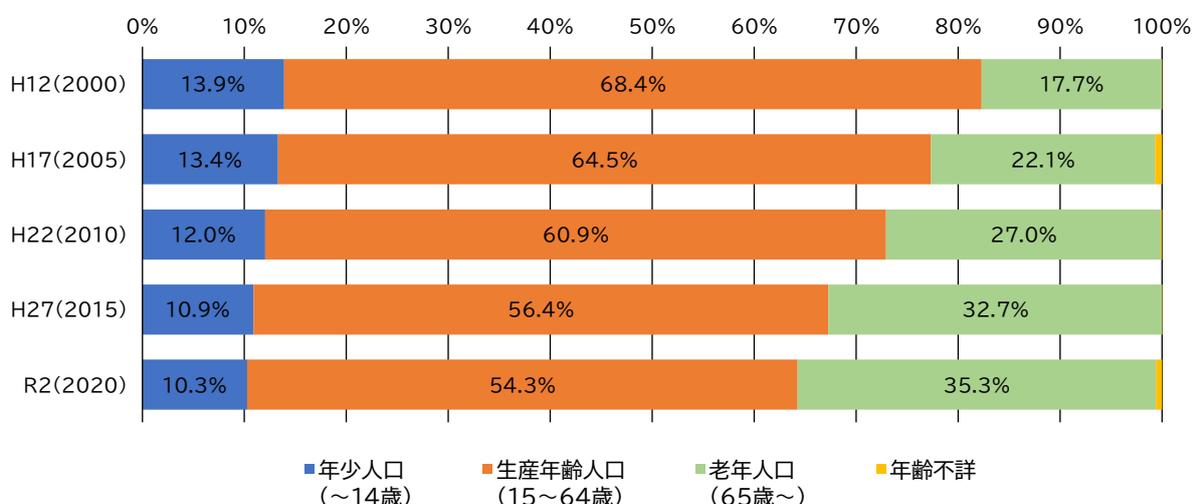
■二宮町の人口推計結果(資料:「二宮町人口ビジョン」)



※シミュレーション①～③は社人研の推計係数に特定条件を付加して再計算した推計値。

町はシミュレーション①を目標に二宮町総合戦略を策定し、取り組みを展開しています。

■二宮町の年齢3区分別人口の推移(資料:「国勢調査」)



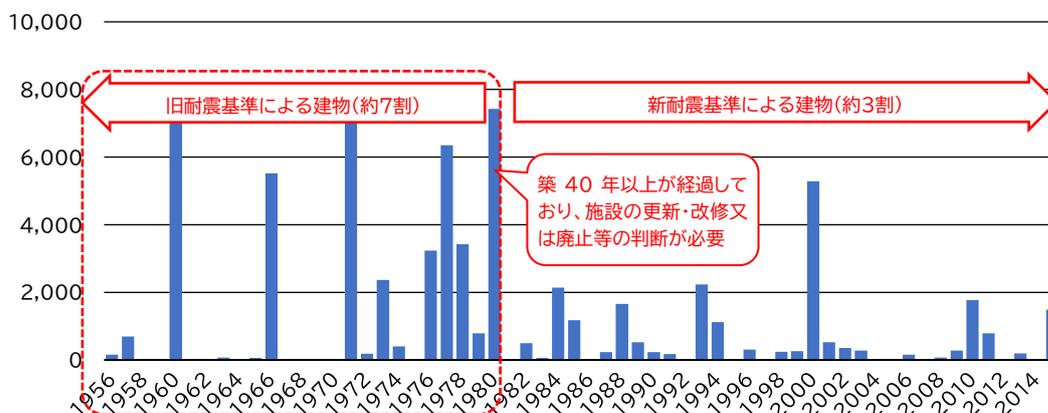
②公共施設

令和3年度の町の財政力指数は0.70と類似団体の平均を若干上回っていましたが、今後の人口減少・少子高齢化の進行に伴う税収の減少、医療費や扶助費等の増加により、町の財政は厳しくなることが想定されます。

そのような中、これまで地方債の発行を抑制し、基金等を活用することで未来を担う子どもたちへの負担を抑えてきましたが、今後、町が保有する公共施設やインフラ(道路、下水道等)の老朽化へ対応する必要があるため、支出が増え、財政力指数が低下する等の可能性があるという課題を抱えています。

特に、新耐震基準適用(昭和56年(1981年))以前に建設された公共施設が約7割を占めることから、これらの施設の更新・改修又は廃止等の判断とともに、利便性を考慮した施設の再配置とそれらの施設への交通手段についても検討する必要があります。

■二宮町の公共施設の竣工年度別延べ床面積(資料:公共施設等総合管理計画(H30年改定))
延床面積(m²)



③公共交通

・町の公共交通

町の公共交通には、JR 東海道線、路線バス(神奈川中央交通株式会社)、タクシー(神奈中タクシー株式会社、個人)と町が運行するコミュニティバス(にの♥バス)のほか、福祉事業所が運行する福祉有償運送、地区の有志等で運営するボランティア輸送があります。

複数市町に跨る交通手段(以下、「幹線」という。)としては、JR 東海道線と路線バスが大磯町、平塚市と小田原市を東西に連絡するほか、路線バスが二宮駅を起点として中井町、秦野市と連絡し、南北方向への移動を担っています。

幹線と接続する町内の移動手段(以下、「支線」という。)としては、二宮駅を起点として百合が丘地区、緑が丘地区をそれぞれ巡回するバス路線のほか、路線バスを補完し交通不便地域の生活の足を確保するために町が運行している「にの♥バス」があります。

また、ドア・ツー・ドアの様々な個別的需要に対応し、幹線と支線から成る交通のネットワークを補完するタクシーは、町内に営業所がある神奈中タクシーのほか、個人タクシーが1者あります。

他人の介助によらず移動することが困難であり、単独でタクシー等の公共交通を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者等の運送を行う福祉有償運送を担うNPO法人等は町内で1施設あり、近年利用率が増加しています。

また、福祉有償運送のほか、年齢や地形等に起因した交通弱者等を主な対象とした送迎を行うボランティア団体が2団体あります。

・今までの交通施策と交通不便地域

にの♥バスは、民間事業者が運行する百合が丘、釜野、二宮駅を結ぶ路線の廃線に伴い平成14年から試験運転を開始し、運賃やダイヤ、ルート、平日以外の運行等、様々な試験運行を繰り返し、平成29年10月から路線バスを補完し交通不便地域の生活の足を確保する目的で、概ね現在のルートとダイヤになりました。

その間、交通不便地域対策としてデマンドタクシーも試験運行(平成25年~29年)しましたが、乗合が進まないことで1運行あたりの費用が、にの♥バスより高額になることから、運行地域住民の意向等も踏まえ、本格運行せずに廃止(制度上は休止)しています。

現在では、全町的な高齢化の進行等に伴う交通弱者が増加する一方、タクシーを含めた公共交通の運転手不足が顕著になる中で、交通不便地域の住民に限らず町域全体を対象とし、福祉的で持続可能な移動支援策の必要性が高まっています。

※交通不便地域…国土交通省では「半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地」と定義しています。また、急こう配等により地方運輸局長等が特に認めた地域も認定される場合があり、二宮町内にはこの特例要件で2カ所(富士見が丘1丁目の一部と釜野地区の一部)が認定されています。

1.2 課題

課題1 持続可能な公共交通へ

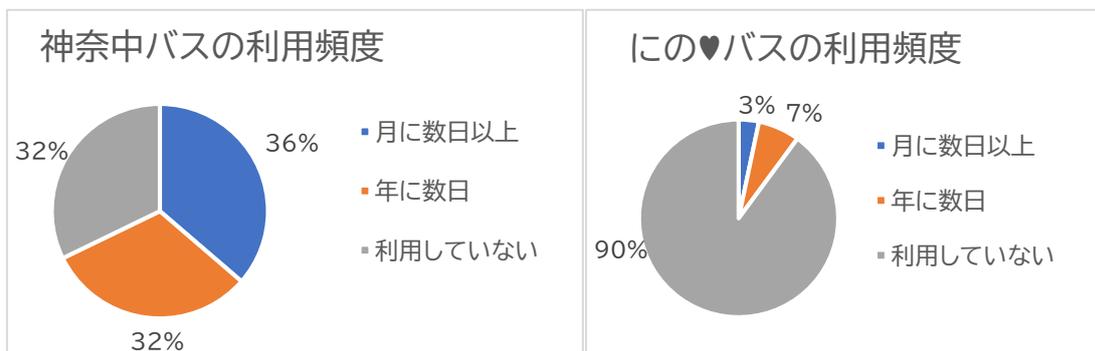
- ・町内の神奈川中央交通株式会社のバス路線は全て赤字の状態です。路線存続が危ぶまれており、この♥バスも運賃収入だけでは運行経費を賄うことができず、町の公費負担や国の補助金に頼っている状況です。《図 1-1》参照
- ・この背景には利用者数の低迷があります。令和 5 年度実施の二宮町地域公共交通アンケート調査(以下、「アンケート」という。)では、神奈川中央交通株式会社の路線バス(以下、「神奈中バス」という。)とこの♥バスの利用頻度が「月に数日」以上の方は、それぞれ約36%と約3%に留まっています。《図 1-2》参照
- ・利用者数低迷の理由の1つに、公共交通に乗り慣れていない方の増加が考えられます。アンケートでは、この♥バスの乗り方については過半数の方が、「あまり知らない」又は「知らない」と回答しました。神奈中バスについては、乗り方は多くの方に認知されていたものの、最寄りバス停の時刻表については、「あまり知らない」又は「知らない」と答えた方が依然として約35%いることが分かっています。《図 1-3》参照
- ・また、交通事業者からの聞き取りによると、生活様式の変容による利用者数の減少や運転手不足のため、バス路線の維持が困難になるおそれや、需要に対応できるだけのタクシー運転手が確保できない事象が生じており、今後も運転手不足が続いた場合には、町の公共交通にも影響を及ぼす可能性があるとの見通しが示されています。
- ・日々の通勤・通学や買い物・通院のために自由に使える交通手段についてのアンケートでは、「自動車(家族等に送迎してもらう)」や「ない」のみの回答だった方は、75歳以上と10歳代・20歳代に多い結果であり、公共交通を必要とする方の存在が伺えます。《図 1-4》参照
- ・以上から、啓発活動やダイヤの改善を通じて、公共交通を持続可能性の高いものにする必要があります。

《図 1-1》(令和4年度にこの♥バスの実績より)

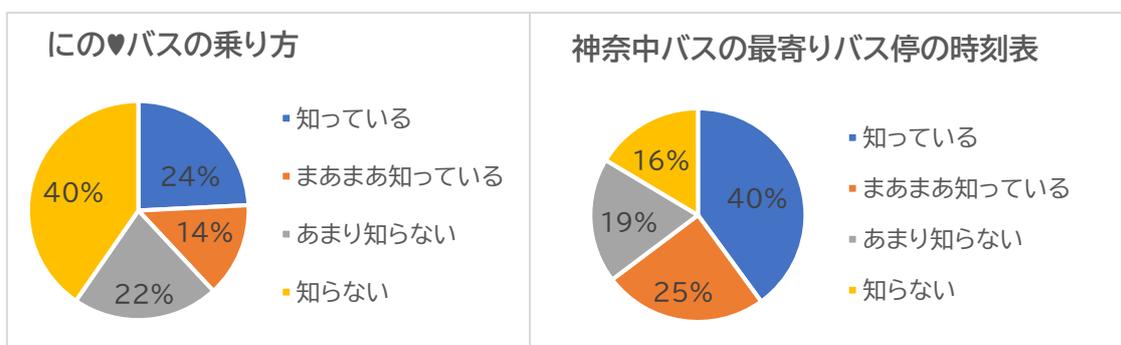
運行経費	18,510,800 円
運賃収入	3,017,300 円
国補助金	3,536,000 円
町負担額	11,957,500 円



《図 1-2》(アンケート結果より)



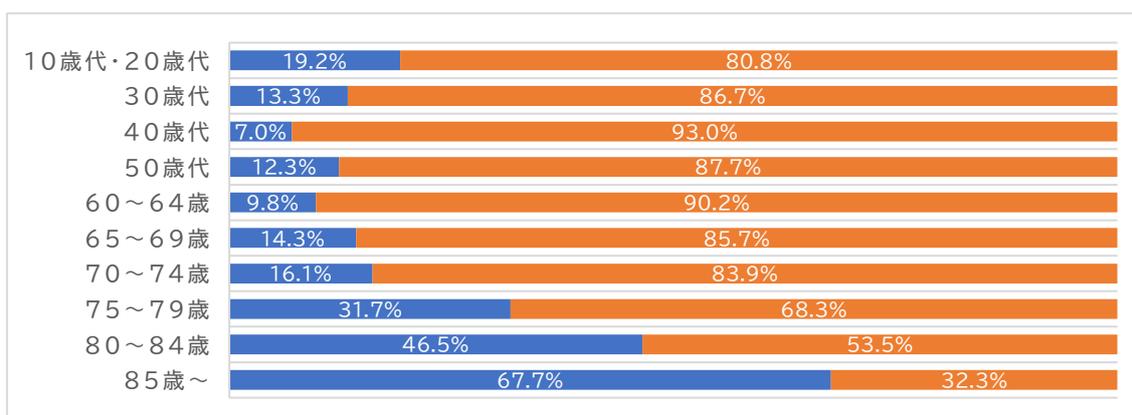
《図 1-3》(アンケート結果より)



《図 1-4》(アンケート結果より)

自由に使える交通手段について

■ 「自動車(家族による送迎)」又は「なし」とのみ回答した方 ■ それ以外の回答の方



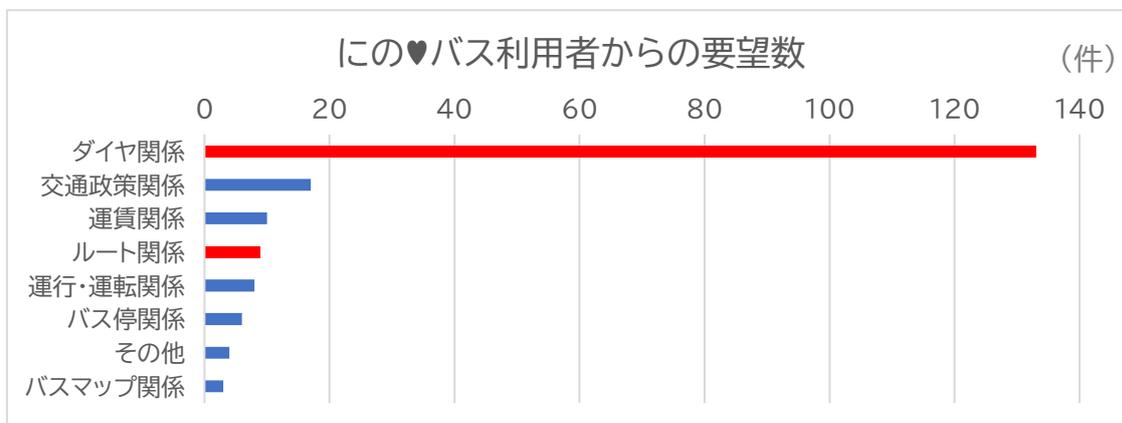
課題2 公共交通ネットワークの再編

- ・町の公共交通について、アンケートで「外出に困難を感じている」と答えた方が「具体的な困難の内容」として挙げた項目は、「利用できるバス停があるが、運行本数が少ない」が65件と最多であり、バスの増便が望まれていることが分かります。《図1-5》参照
- ・また、令和5年度に実施したにの♡バス車内アンケートでは、多くの方からダイヤに関する意見が寄せられたほか、現在、にの♡バス路線が通っていない地区からも路線延伸等の要望が寄せられています。《図1-6》参照
- ・高齢化は、今後更に加速していくことが予想されており、バス停までの歩行も困難な交通弱者の生活の足を確保することが求められています。
- ・これらの課題は、路線バス・にの♡バスのような定時定路線型の公共交通だけでは解決が困難であるため、新たな福祉的視点からの移動支援策が必要になっています。

《図1-5》(アンケート結果より)



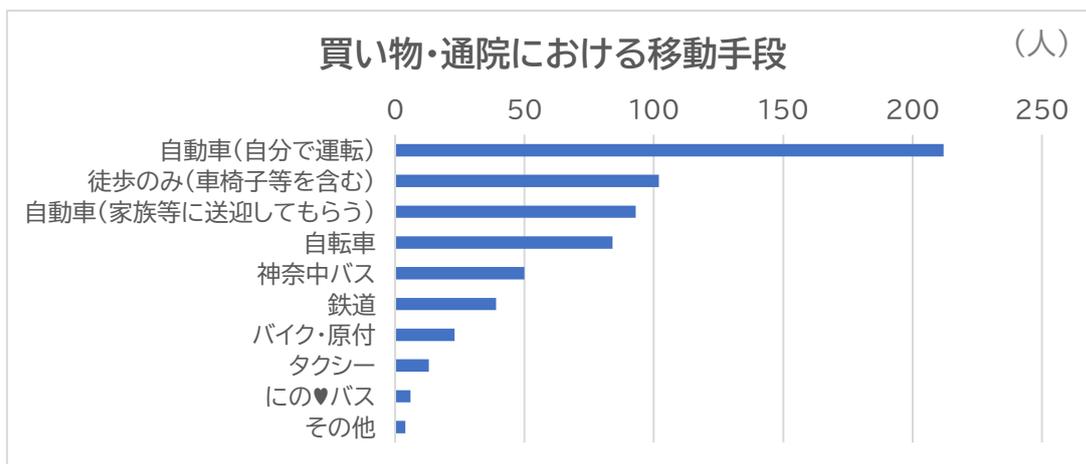
《図1-6》(令和5年度 にの♡バス車内アンケート結果より)



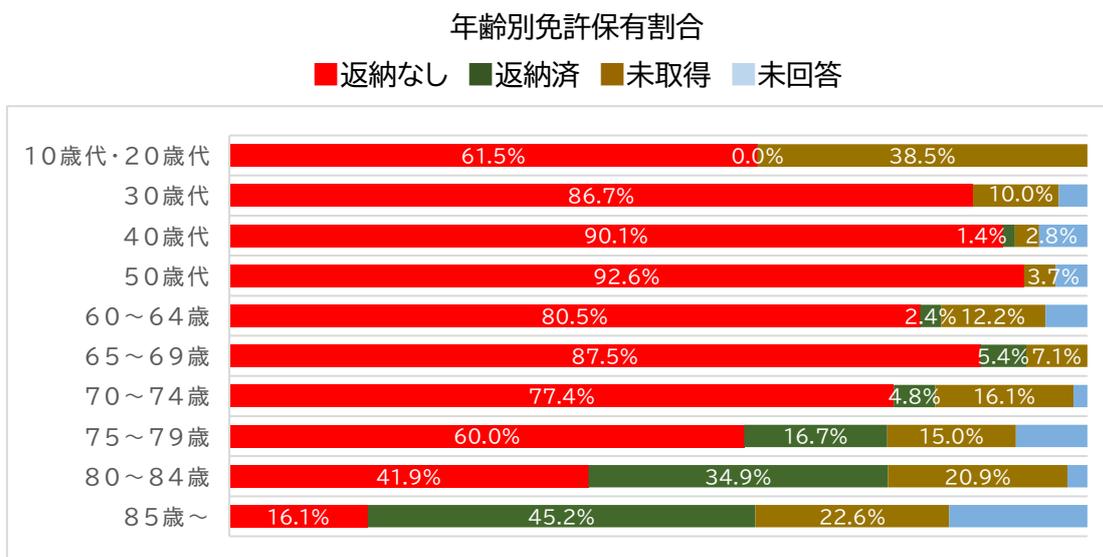
課題3 クルマ中心社会からの脱却

- ・アンケート結果では、外出時の手段は自動車(自分で運転)が最多で、神奈中バス・にの♡バス・タクシー等の公共交通を大きく上回っています。《図 1-7》参照
- ・また、免許の保有率は70代でも7割近くと高く、依然として自家用車中心の生活を送っている方が多いことが分かります。《図 1-8》参照
- ・一方、高齢層で自動車を運転する方の中には、運転に自信があるわけではないものの、生活や趣味に支障が出ることや、いざという時の不安を理由に免許を返納しない方が一定の割合でいることも分かります。《図 1-9》参照
- ・自ら運転する自家用車よりも、公共交通は事故の危険性や環境負荷が少ないとされているため、高齢化や地球温暖化が進展する中、いかに使いやすい公共交通ネットワークを整え、過度な自家用車依存を脱する機運を高めていくかが課題となります。

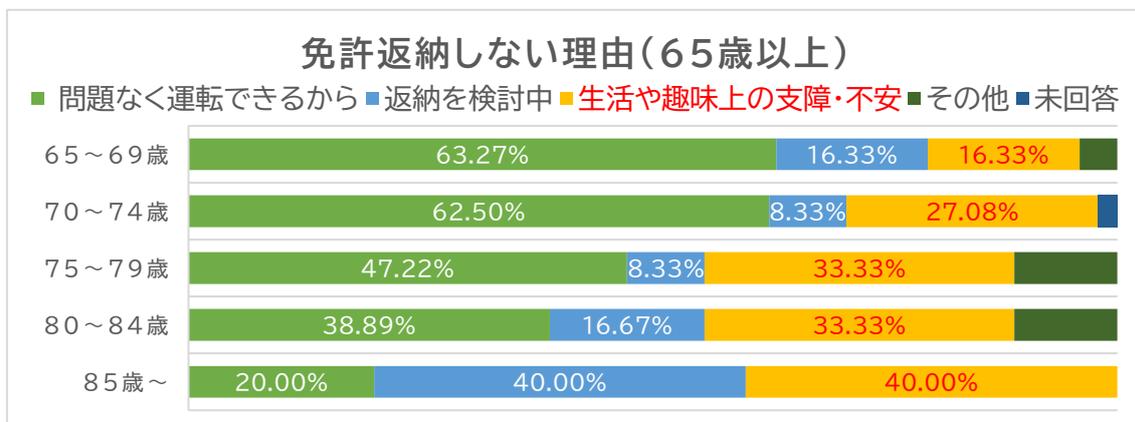
《図 1-7》(アンケート結果より)



《図 1-8》(アンケート結果より)



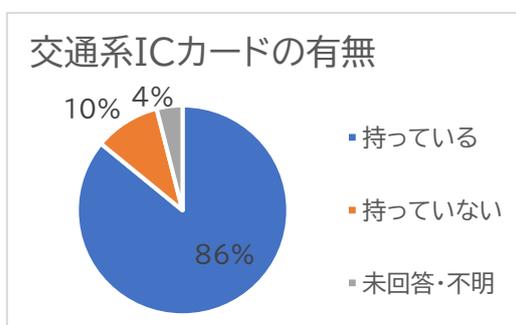
《図 1-9》(アンケート結果より)



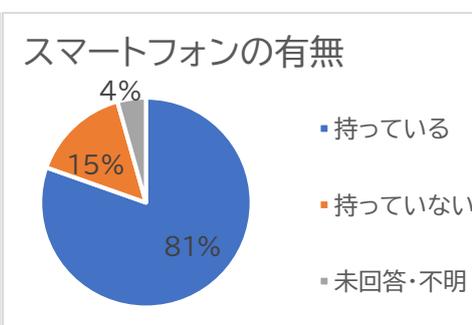
課題4 DX・GX への対応

- ・ICT 技術の進歩に伴い IC カードやスマートフォンは多くの人に身近なものとなり、また環境問題への関心が高まる等、日本を取り巻く状況は大きく変化してきています。《図 1-10,11》参照
- ・このような状況の変化に伴って、人々の生活や移動の在り方も大きく見直されつつあり、いかに時代のニーズに合った公共交通のサービスを提供していくかが、課題になっています。

《図 1-10》(アンケート結果より)



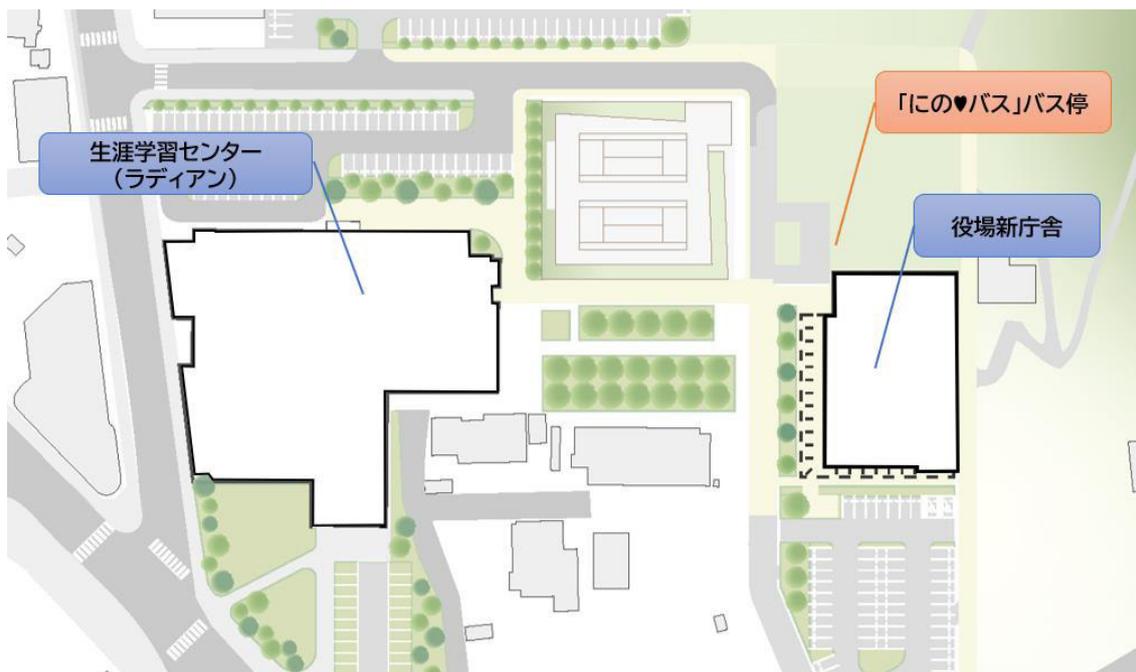
《図 1-11》(アンケート結果より)



課題5 庁舎再編後の町の姿を踏まえた対応

- ・令和4年2月に新庁舎・駅周辺公共施設再編計画が策定され、令和9年度までにラディアン周辺に役場新庁舎が建設される予定です。《図 1-12》参照
- ・新庁舎移転後も、全ての町民の方が役場庁舎へアクセスできるよう、公共交通についても見直しを検討します。

《図 1-12》（「二宮町新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」より編集）



第2章 基本的な考え方

2.1 基本理念

次のとおり計画の基本理念を定めます。

**「誰もが移動手段を確保することができ、
維持し続けることができる公共交通体系」**

人口減少・少子高齢化社会において増加する交通弱者を含め、誰もが移動手段を確保することができる公共交通ネットワークを目指します。

また、財政的に持続可能なだけでなく、脱炭素社会の実現や社会的なデジタル化も考慮した公共交通ネットワークの形成や仕組みづくりを行います。

関連する SDGsのターゲット

ゴール	ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で安易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

出典:外務省ホームページ

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>)

2.2 基本方針と基本目標

第1章で明らかになった課題を解決するため、基本理念に基づき、次のとおり計画の基本方針と基本目標を定めます。

<p>「基本方針1」 公共交通の 維持確保</p>	<p>【基本目標1-1】 <u>この♡バスの利便性向上</u> ○この♡バスの割引制度等の改革や他分野との共創による利用促進等を行うことで利用者を増加させ、ダイヤ・ルート等の効率化により利便性の向上や公費負担の減少を図り、この♡バス運行の持続可能性確保を目指します。</p> <p>【基本目標1-2】 <u>利用啓発等による町内公共交通の活性化</u> ○町民向けのモビリティ・マネジメントの実施や各種の利用促進により乗り支え意識を向上し、路線バスやタクシー、鉄道等の既存公共交通の活性化を図り、町の公共交通ネットワークを将来にわたって維持することを目指します。</p>
<p>「基本方針2」 福祉的視点の 導入</p>	<p>【基本目標2-1】 <u>交通弱者に対応した福祉的な移動支援策の検討</u> ○タクシー利用助成拡充等の検討や、地域ボランティアの設立支援・育成を通じ、既存の公共交通ではカバーしきれていない交通弱者の足の確保等、福祉の視点に基づいた移動支援策を検討します。</p> <p>【基本目標2-2】 <u>バリアフリー化の推進</u> ○バリアフリー化の取り組みを支援することで、誰もが利用しやすい公共交通の確保を図ります。</p>
<p>「基本方針3」 新たな時代 への対応</p>	<p>【基本目標3-1】 <u>新技術等導入の推進</u> ○ICT 技術の発展や環境問題の深刻化を受け、長期的な視点でより便利かつ環境負荷の少ない、時代に即した新しい公共交通を目指します。</p> <p>【基本目標3-2】 <u>施設再編を見据えた公共交通の見直し</u> ○令和9年度に控える町の新庁舎移転を見据え、移転後も誰もが役場庁舎へアクセスできる公共交通ネットワークを目指します。</p>

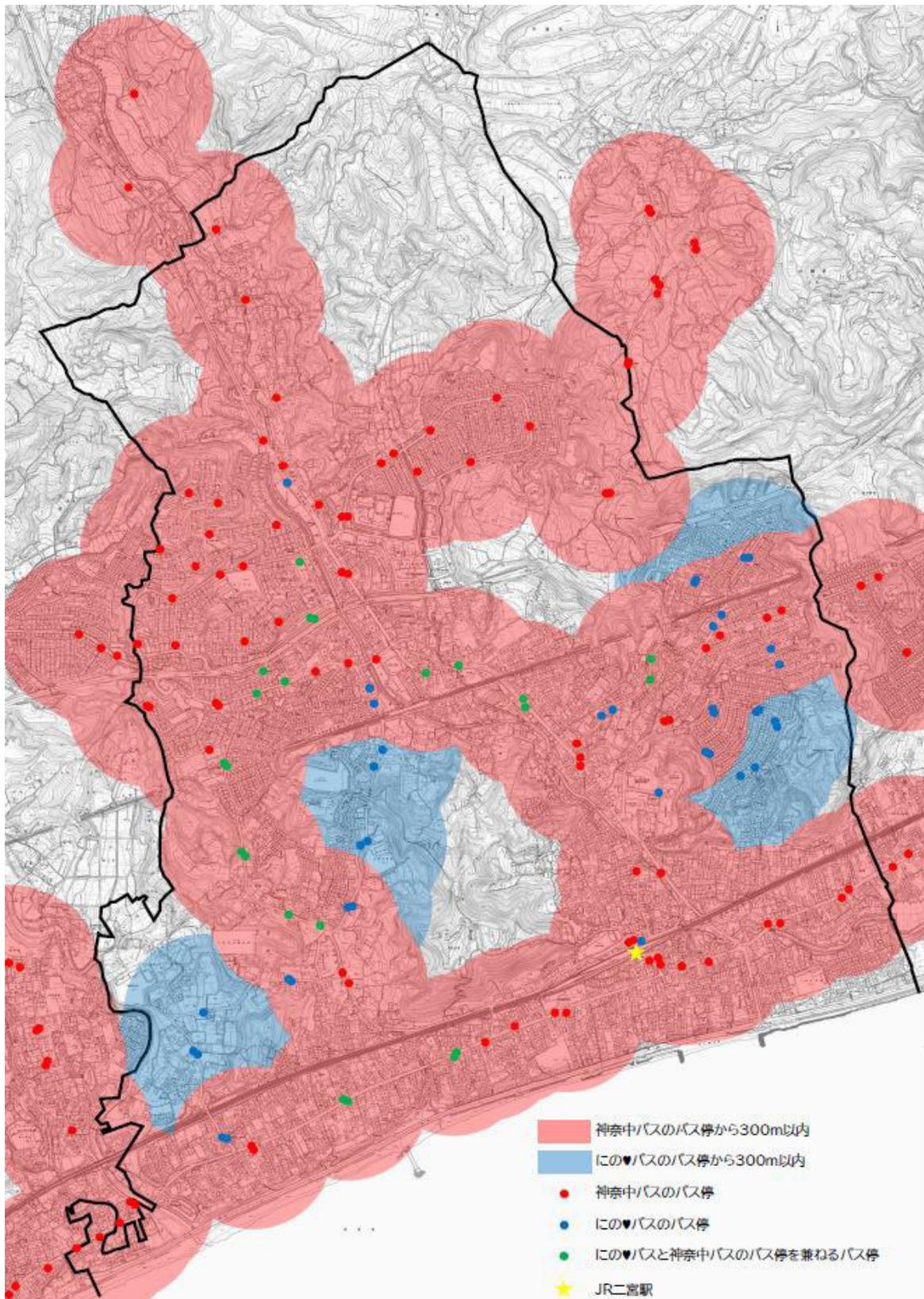
2.3 町の交通政策における施策導入の考え方について

コミュニティバス等、町が導入する交通施策は、既存の民間公共交通事業の需要に影響を与えることで、結果的に町の公共交通ネットワークを弱体化させてしまう可能性があり、町のどの地域に対して交通施策を導入するかについては慎重な検討が必要です。

『バスサービスハンドブック』(平成18年11月社団法人土木学会)では、一般の人(歩行速度が80m/分の人)のうち90%の人が抵抗感なく歩ける距離は、300mとされているため、鉄道駅及びバス停から300m圏内の地域を「公共交通カバー圏域」と定義し、この圏域の外は公共交通を利用しにくい地域と捉え、この地域を対象に、町が公共交通を導入することを検討します。《図2-1》参照

なお、公共交通カバー圏域内であっても、既存の公共交通の利用に困難が生じると想定される交通弱者に対しては、公共交通カバー圏域の内外を問わず、対象者を限定して、生活の足を確保するための福祉施策等を検討していきます。

「図2-1」 公共交通カバー圏域図



2.4 公共交通ネットワークの形成方向

町の公共交通ネットワークについては、当面の間、既存の各公共交通の特徴を最大限に発揮し、以下のとおり役割分担のもと、相互に連携しながら、既存のネットワーク機能の維持を目指します。

「表2-1」各公共交通の役割分担

分類		公共交通	担う役割
幹線	地域間公共交通	鉄道(JR 東日本 東海道線)	町内から県内各地や東京都内等の遠方までを結ぶ広域的な移動を担います。
		路線バス(神奈川中央交通)	小田原市や中井町、秦野市、大磯町、平塚市等、町内と近隣市町との移動を担います。
支線	地域内公共交通	にの♡バス デマンド型公共交通	町内の移動を担います。 交通不便地域を含む富士見が丘地区・釜野地区と二宮駅等、公共交通カバー圏域外の地域を中心に、町内の移動を担います。
		タクシー	交通弱者の移動も含めた、ドア・ツー・ドアの様々な個別的需要に対応する面的な移動を担い、幹線・支線から成るネットワークを補完する役割を担います。
補完公共交通		福祉有償運送	自治体やNPO法人等が運行主体となって、介護を必要とする高齢者や障がい者等公共交通を使用して移動することが困難な方を対象とした移動を担います。
		ボランティア輸送	地域の互助の関係の中での移動を担います。
		各種送迎バス	病院や学校等、特定施設の利用者の移動を担います。

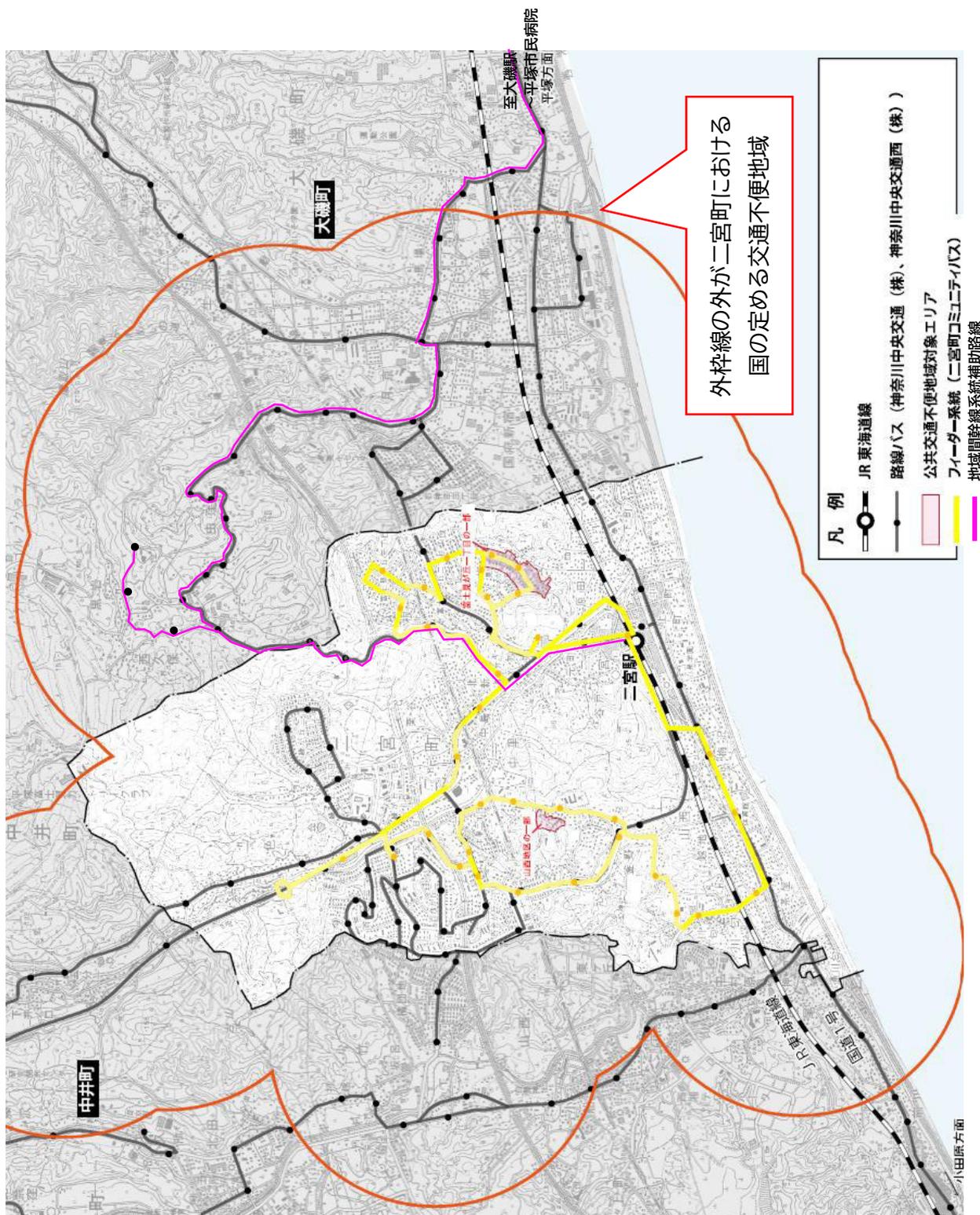
↑ 定時定路線型

↓ デマンド型

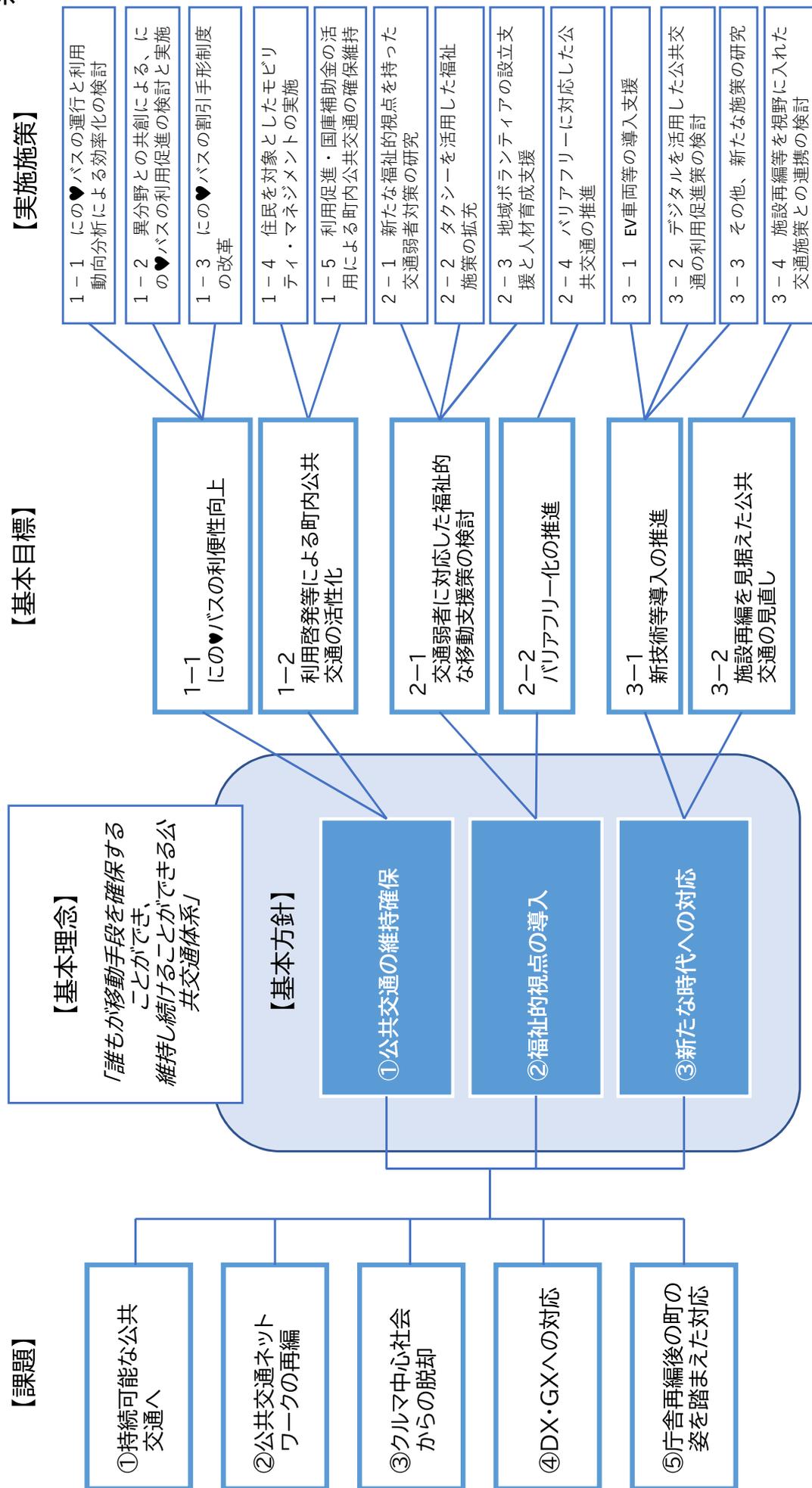
※にの♡バスについては、交通不便地域の外出手段確保のため運行を維持する必要がありますが、元々民間バス路線が存在しない、又は民間路線バス事業者が採算性等により撤退した地域を運行しているため、民間路線バス事業者によるサービス提供は困難で、運賃により収益を上げることも見込めないため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内リーダー系統確保維持費国庫補助金)」の活用により、持続可能な運行を確保することが不可欠となっています。

※また、地域間公共交通を担う二宮駅～大磯駅～平塚市民病院のバス路線については、民間路線バス事業者によるサービス提供は困難で、運賃により収益を上げることも見込めないため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)」の活用により、持続可能な運行を確保することが不可欠となっています。

《図2-2》 町内の公共交通ネットワークとこの♥バスの運行地域



2.5 計画の体系



第3章 施策内容

3.1 基本方針1 公共交通の維持確保

基本目標1-1 への♡バスの利便性向上

施策1-1 への♡バスの運行と利用動向分析による効率化の検討																															
概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域内公共交通として町内の移動と、交通不便地域(富士見が丘1丁目の一部と釜野地区の一部が該当)の解消を担う支線(フィーダー)路線として、への♡バスの運行を継続します。 への♡バスは上記の役割を担うため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)」を活用し、持続可能な運行の確保・維持を図ります。 また、令和4年度のルート改編の結果を受けて、利用者数や利用便、利用バス停等の動向を継続的に分析します。 動向分析の結果を踏まえ、「施設再編等を視野に入れた交通施策との連携の検討」(施策3-4)を考慮しながら、より効率的・効果的な運行となるよう、新たなルートやダイヤの検討を定期的に行います。 への♡バスの運用状況等により、新たな定時定路線型の公共交通をはじめ、デマンド型公共交通を含めた様々な交通施策の導入等を検討します。 																														
実施主体	二宮町、公共交通事業者(バス)																														
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>への♡バスの運行継続</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金の活用</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td>動向分析</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td>新ルート・新ダイヤ検討</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	への♡バスの運行継続	→					国庫補助金の活用	→					動向分析	→					新ルート・新ダイヤ検討			→	→	
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																										
への♡バスの運行継続	→																														
国庫補助金の活用	→																														
動向分析	→																														
新ルート・新ダイヤ検討			→	→																											

■にの♡バス事業及び実施主体の概要

路線名	二宮町コミュニティバス(「にの♡バス」)
起点～経由地～終点	<ul style="list-style-type: none"> ・二宮駅北口～山西小学校前・富士見が丘児童館前～二宮駅北口(右循環) ・二宮駅北口～富士見が丘児童館前・山西小学校前～二宮駅北口(左循環) ・二宮駅北口～峠公園・西公園前～二宮駅北口(右循環) ・二宮駅北口～西公園前・峠公園～二宮駅北口(左循環)
事業許可区分	4条乗合
運行態様	路線定期運行
実施主体	二宮町(運行委託事業者:神奈川中央交通西株式会社)
補助事業の活用	地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)
運賃体系	<ul style="list-style-type: none"> ・普通旅客運賃 <ul style="list-style-type: none"> 片道:大人 200 円均一 小児(小学生以上中学生以下)100 円均一 未就学児無料 ・運賃の割引 <ul style="list-style-type: none"> 普通旅客運賃(片道):5割引き 対象:身体障害者、知的障害者、児童福祉法の適用を受ける者、精神障害者

□地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは(用語解説)

国土交通省の補助事業。幹線バス等の地域間交通ネットワークと接続する、地域内の「支線(フィーダー)」であるバス交通等の運行経費に対する補助金です。(補助率 1/2)

施策1-2 異分野との共創による、にの♡バスの利用促進の検討と実施																							
概要	<ul style="list-style-type: none"> にの♡バスの更なる利用促進のため、主に利用者数の少ない時間帯の便を対象として、観光や産業等の異分野との協力により、新たな移動需要の創出(「共創」)することを検討します。 																						
実施主体	二宮町、町内事業者																						
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の検討</td> <td colspan="5">→</td> </tr> <tr> <td>事業実施</td> <td></td> <td colspan="4">→</td> </tr> </tbody> </table>					実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	事業の検討	→					事業実施		→			
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																		
事業の検討	→																						
事業実施		→																					

施策1-3 への♡バスの割引手形制度の改革

概要	<ul style="list-style-type: none"> への♡バスの割引手形制度について、収益性も鑑みながら、改革を検討します。 また、手形に添付する顔写真の提出等、購入しにくいとの意見があるミーヤ手形(購入者制限ありの 10 割引き手形)について、より簡便な形への転換を検討します。 																						
実施主体	二宮町																						
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制度の検討</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">—————▶</td> </tr> <tr> <td>制度の実施</td> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">—————▶</td> </tr> </tbody> </table>					実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	制度の検討	—————▶					制度の実施		—————▶			
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																		
制度の検討	—————▶																						
制度の実施		—————▶																					

への♡バスの割引制度について

① ニーノ手形(100円引き)

- ・運賃 100円引きの手形
- ・どなたでも購入可能
- ・券種・金額
 - 6ヶ月券:3,000円
 - 12ヶ月券:5,000円



② ミーヤ手形(200円引き)

- ・運賃 200円引きの写真付き手形
- ・次のいずれかに該当する方が購入できます。
 1. 町内在住の満75歳以上の方
 2. 町内在住の妊産婦の方
 3. 町内在住の未就学児の父母及び祖父母
- ・券種・金額
 - 6ヶ月券:5,000円
 - 12ヶ月券:8,000円



③ 回数券

- ・100円券 24枚綴り(2,400円分)が2,000円で購入できます。
- ・どなたでも購入可能

施策1-5 利用促進・国庫補助金の活用による町内公共交通の確保維持																									
概要	<ul style="list-style-type: none"> 施策1-4の通いの場での講座に合わせて、この♥バスや路線バスを使った地区ごとの「お出かけモデルプラン」を示しながら、利用券等を配布して「お試し乗車」を促す活動を行います。 町広報紙等で町内を運行する交通事業者の取り組み等を紹介するとともに、高齢運転者等に対する免許返納を推奨し、町民の公共交通に対する意識を向上させます。 また、町内を運行する路線バスのうち、補助路線バスには、二宮駅～大磯駅～平塚市民病院と二宮町内外の移動を担う役割があるため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等)」を活用し、持続可能な確保・維持を目指します。 																								
実施主体	二宮町、社会福祉協議会、公共交通事業者(バス、タクシー、鉄道)																								
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座実施</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td>広報紙での周知・啓発</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金の活用</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	講座実施	→					広報紙での周知・啓発	→					国庫補助金の活用			→		
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																				
講座実施	→																								
広報紙での周知・啓発	→																								
国庫補助金の活用			→																						

■二宮駅～大磯駅～平塚市民病院・路線バス事業及び実施主体の概要

路線名	補助路線バス
起点～経由地～終点	二宮駅北口～大磯駅～平塚市民病院
事業許可区分	4条乗合
運行態様	路線定期運行
実施主体	神奈川中央交通株式会社
補助事業の活用	地域公共交通確保維持事業(幹線補助)

□地域間幹線系統確保維持費国庫補助金とは(用語解説)

国土交通省の補助事業。複数の市町村にまたがる幹線バス等、地域間交通ネットワークの運行経費に対する補助金です。(補助率 1/2)

□通いの場で配布しているチラシ



元町南地区の皆さんへ！ 「この♥バス」で お買い物に行きませんか？

二宮町企画政策課(0463-71-3312)

二宮町では、町民の皆さんの「生活の足」を確保するため、コミュニティバス「この♥バス」を運行しています。
「この♥バス」は、皆さんのご利用がなければ運行を続けることができません。ラディアン(テニスコートの前)には、「この♥バス」のバス停があるので、まずは、「この♥バス」を使って便利なお買い物を体験してみませんか？

「この♥バス」を使ったお買い物コース例(※平日のみ)

ラディアン 9:38	県営団地入口 9:54	県営団地入口 11:02	ラディアン 11:20
← 200円 →		← 200円 →	
			
 ザ・ビッグで お買い物			
1時間			

※運賃や運行ルート等、「この♥バス」の詳細は次ページをご覧ください →

★神奈中バスもお使いください！
商業施設が集まる中里エリアへ行くには神奈中バスが便利です！

神奈中バスを使ったお買い物コース例(※平日ダイヤ)

元町 10:11 → (ニ 36 系統) → 10:14	中里 11:26 → (ニ 35 系統) → 11:29	元町 13:08 → (ニ 34 系統) → 13:11	中里 14:31 → (ホ 60 系統) → 14:34
← 240円 →		← 240円 →	
			
 西友で お買い物			
1時間			

県道沿いには、他にも
沢山バスが走っています。
詳しくはバス停時刻表や
HPをご確認ください！



※神奈中バスに関する問い合わせはこちら：
神奈川中央交通西(株) 桑野営業所 0463-81-1803

□「湘南にのみやふるさとまつり」でのPRの様子



3.2 基本方針2 福祉的視点の導入

基本目標2-1 交通弱者に対応した福祉的な移動支援策の検討

施策2-1 新たな福祉的視点を持った交通弱者対策の研究																									
概要	<ul style="list-style-type: none"> 全町的な高齢化等により増加している、バス停まで歩行することが難しい交通弱者の生活の足を確保するため、福祉的視点を持った交通弱者対策を研究します。 導入にあたっては、路線バス・タクシー等の既存の公共交通やにの♥バスとの分担を考慮し、持続可能な移動支援策となるよう、導入地域や利用条件等を決定します。 																								
実施主体	二宮町、二宮町社会福祉協議会																								
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援策の検討</td> <td colspan="2">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関との調整</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>既存施策との棲み分けの検討</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	支援策の検討	→					関係機関との調整			→			既存施策との棲み分けの検討			→		
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																				
支援策の検討	→																								
関係機関との調整			→																						
既存施策との棲み分けの検討			→																						

施策2-2 タクシーを活用した福祉施策の拡充																	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の生活の足を確保するため、要介護(要支援)高齢者移送サービス利用助成券事業を継続するとともに、拡充を検討します。 																
実施主体	二宮町																
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成券事業の継続</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">—————▶</td> </tr> </tbody> </table>					実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	助成券事業の継続	—————▶				
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度												
助成券事業の継続	—————▶																

□要介護(要支援)高齢者移送サービス利用助成券事業の概要

- ・対象者:おおむね 65 歳以上の下肢体幹が不自由な要介護(要支援)者で、在宅でねたきり、常時車椅子を使用、または介護人の付き添いがなければ外出ができない方。
- ・交付枚数:申請した月から年度末(翌年3月)まで、月2枚の発行(最大24枚)。
- ・限度額:1回につき500円を上限とし、外出時のタクシー利用料金の助成。料金が500円を超えた分については、自己負担。

施策2-3 地域ボランティアの設立支援と人材育成支援																							
概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの異なるニーズを踏まえ、最適な交通交通を住民主体で話し合い、選択する地域の協議体の設立・運営等を支援します。 地域ボランティア団体による持続可能な事業展開を支援するため、運転者ボランティアの育成を行います。(二宮町運転ボランティア養成講座) 																						
実施主体	二宮町、地域ボランティア団体、町民																						
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議体の設立・運営支援</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">—————▶</td> </tr> <tr> <td>運転ボランティア養成講座の実施</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">—————▶</td> </tr> </tbody> </table>					実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	協議体の設立・運営支援	—————▶					運転ボランティア養成講座の実施	—————▶				
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																		
協議体の設立・運営支援	—————▶																						
運転ボランティア養成講座の実施	—————▶																						

基本目標2-2 バリアフリー化の推進

施策2-4 バリアフリーに対応した公共交通の推進													
概要	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点や車両等、公共交通のバリアフリー化を推進することで、高齢者、障がい者、子育て世代等を含めて、誰もが移動できる公共交通の環境を整備します。 車両のバリアフリー化や UD タクシー車両の導入等を推進します。町内の各公共交通事業者がバリアフリー化を検討する場合は、国・県とのパイプ役になる等、各種の支援を行います。 												
実施主体	二宮町、公共交通事業者(バス、タクシー、鉄道)												
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両・交通結節点のバリアフリー化</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">➔</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	車両・交通結節点のバリアフリー化					➔
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度								
車両・交通結節点のバリアフリー化					➔								

□ユニバーサルデザイン(UD)タクシー

足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、妊娠中の女性、子ども等を含め誰もが利用しやすい、みんなに優しいユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づいて開発された新しいタクシー車両。

3.3 基本方針3 新たな時代への対応

基本目標3-1 新技術等導入の推進

施策3-1 EV車両等の導入支援																	
概要	<ul style="list-style-type: none"> EVバス・EVタクシー等の環境負荷の少ない車両の導入を推進します。町内の各公共交通事業者がEVバス・EVタクシー等の導入を検討する場合は、国・県とのパイプ役になる等、各種の支援を行います。 																
実施主体	二宮町、公共交通事業者(バス、タクシー)																
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EV車両等の導入支援</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">—————▶</td> </tr> </tbody> </table>					実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	EV車両等の導入支援	—————▶				
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度												
EV車両等の導入支援	—————▶																

施策3-2 デジタルを活用した公共交通の利用促進策の検討																							
概要	<ul style="list-style-type: none"> にの♡バスの更なる利用促進と利便性増進のため、ICカード決済端末の導入を進めます。 にの♡バス及び町内のバス・タクシーについて、マイナンバーカードの活用やMaaSの導入等、ICTの活用を検討・推進します。 																						
実施主体	二宮町、公共交通事業者(バス、タクシー)																						
実施期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>にの♡バスにICカード決済端末導入</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">—————▶</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ICTの活用を検討・推進</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">—————▶</td> </tr> </tbody> </table>					実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	にの♡バスにICカード決済端末導入	—————▶					ICTの活用を検討・推進	—————▶				
実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																		
にの♡バスにICカード決済端末導入	—————▶																						
ICTの活用を検討・推進	—————▶																						

□MaaS(Mobility as a Service)

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。

施策3-3 その他、新たな施策の研究						
概要	<ul style="list-style-type: none"> 自動運転やライドシェア、事業者等に対する運転手育成支援等、新たな施策に対する調査、研究を行います。 					
実施主体	二宮町					
実施期間	実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	調査、研究					

基本目標3-2 施設再編を見据えた公共交通の見直し

施策3-4 施設再編等を視野に入れた交通施策との連携の検討						
概要	<ul style="list-style-type: none"> ラディアン周辺への役場庁舎移転に合わせ、誰もが役場庁舎へアクセスできるよう、この♥バスをはじめとした公共交通の再編を検討します。 					
実施主体	二宮町					
実施期間	実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	公共施設再編に合わせた公共交通の検討					
	公共交通の再編					

第4章 計画の評価と推進体制

4.1 計画目標の達成状況を評価するための評価指標

計画の達成状況を評価するため、次頁「表 4-1」のように各基本目標に対応した評価指標及び目標値を決定します。

《表 4-1》

評価指標	現状値	(現状値の時点)	目標値	指標の出典(取得頻度)	基本目標					
					1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
①にの♥バス1日あたりの平均利用者数(年平均)	84.1人/日	R4.4~R5.3	135人/日	運行委託事業者から取得(毎年)	○				○	
②にの♥バスの割引手形・回数券の購入数(年間合計)	298人/年	R4.4~R5.3	470人/年	運行委託事業者から取得(毎年)	○					
③路線バス(地域間幹線系統)1日あたりの平均利用者数(年平均)	81.4人/日	R4.4~R5.3	84人/日	運行委託事業者から取得(毎年)		○				
④外出に困難を感じている人の割合	19.6%	R5.6 調査	15.0%	総合戦略評価アンケート等により取得(毎年)			○	○		○
⑤公共交通に関する満足度	2.63点/5点満点	R5.6 調査	3.0点/5点満点		○	○	○	○	○	○
⑥外出が週1回以下の高齢者割合	14.2%	R4.12 調査	10.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査により取得(令和7年度、令和10年度)			○	○		
⑦二宮町内の免許証返納者数(年間合計)	125人/年	R4.1~R4.12	160人/年	県運転免許センターから取得(毎年)		○	○	○		○

《参考》評価指標①にの♡バス1日あたりの平均利用者(年平均)について

1日平均利用者数	年間利用者数	運賃収入	町負担額	1人の利用に係る町負担額	町負担額÷利用者負担額	備考
84.1人	20,184人	4,036,800円	8,963,200円	444.1円	2.22倍	R4年度実績
97.7人	23,453人	4,690,508円	8,309,492円	354.3円	1.77倍	R5年4-12月実績
100人	24,000人	4,800,000円	8,200,000円	341.7円	1.71倍	
120人	28,800人	5,760,000円	7,240,000円	251.4円	1.26倍	
135人	32,400人	6,480,000円	6,520,000円	201.2円	1.01倍	計画の目標値

計算にあたっては、以下のとおり仮定。

- ・にの♡バスの運賃:200円
- ・年間運行経費:1,300万円
 ※令和4年度の運行経費約1,850万円から、国補助金約350万円及び車両購入費用約200万円を控除した約1,300万円を年間運行経費としました。
- ・年間運行日数:240日

1日平均利用者が135人になると、利用者負担額(運賃収入)と町負担額がほぼ均一になり、にの♡バス運行事業の持続可能性が確保できると判断できるため、目標値とします。

なお、厳密には、小中学生や障がい者等は割引運賃となるほか、割引手形や回数券を使う利用者があることも考えられるため、実際の運賃収入は試算を下回ることが想定されます。

4.2 計画の推進・評価体制とスケジュール

計画を着実に推進していくため、二宮町地域公共交通活性化協議会が推進本部の役割を担い、協議会を構成する各主体が計画に位置付けられている施策を実施します。

また、協議会においては、「PDCA サイクル」の仕組みに基づき、施策の実施状況の評価及び施策を実施したことによる目標の達成状況の評価し、必要に応じ計画の見直しも行います。《図 4-2》

計画の最終年度には、計画全体の評価を行い、次期計画の内容検討に繋がります。

《図 4-2》 計画の評価スケジュール

		前年度	当該年度				次年度
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
計画事業のPDCAサイクル	Plan (計画)	次年度実施 施策の検討			次年度実施施策の検討 ※必要に応じ計画を見直す		
	Do (実施)		施策の実施				施策の 実施
	Check (評価)				数値目標の確認、 施策の実施状況の評価		
	Action (改善)					改善策の 検討	
地域公共交 通活性化協 議会		●		(●)	●		
協議会の主 な議題		・計画に基づく フィーダー補 助の申請		※各施策の実 施・検討状況を 鑑み適宜開催	・計画の評価・ 評価報告 ・確保維持改 善事業自己評 価・評価報告		

